

財形制度をめぐる現状と これまでの対応

1-1. 勤労者財産形成貯蓄制度の概要

○勤労者財産形成貯蓄（財形貯蓄）制度は、勤労者（財形年金貯蓄・財形住宅貯蓄は55歳未満）が財形貯蓄取扱機関と契約を締結し、事業主が勤労者に代わって賃金から天引き預金する方法により貯蓄を行う制度。財形年金貯蓄及び財形住宅貯蓄については、その利子等について税制上の優遇措置が講じられている。

勤労者財産形成貯蓄制度

（財形貯蓄取扱機関：銀行、証券、生保、損保等）

一般財形貯蓄(S46.6～)

※年齢要件なし

○目的自由

●利子等は課税

契約数536万件、貯蓄残高11兆1,419億円（H30.3末）

財形年金貯蓄(S57.10～)

※貯蓄開始は55歳未満

○年金として受取（満60歳以上）

○定額型・逡増型・前厚型から受取方法を選択

●財形住宅と合わせて550万円（生命保険等の場合は385万円）まで利子非課税

契約数173万件、貯蓄残高3兆392億円（H30.3末）

財形住宅貯蓄(S63.4～)

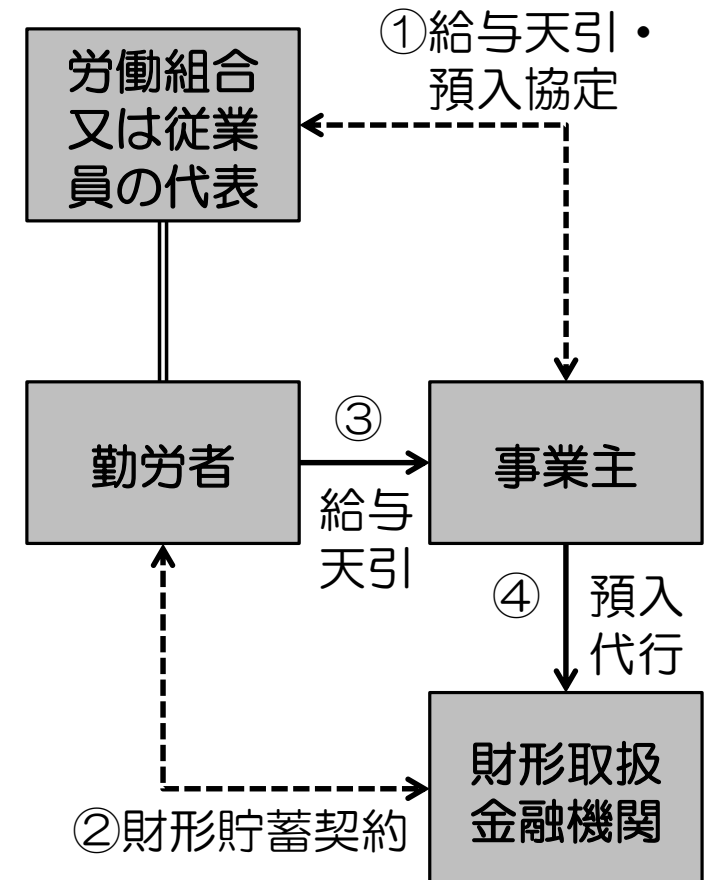
※貯蓄開始は55歳未満

○住宅の取得・増改築等の費用に充当

●財形年金と合わせて550万円まで利子非課税

契約数72万件、貯蓄残高1兆7,465億円（H30.3末）

【財形貯蓄制度の仕組み】



1-2. 財形持家融資制度の概要

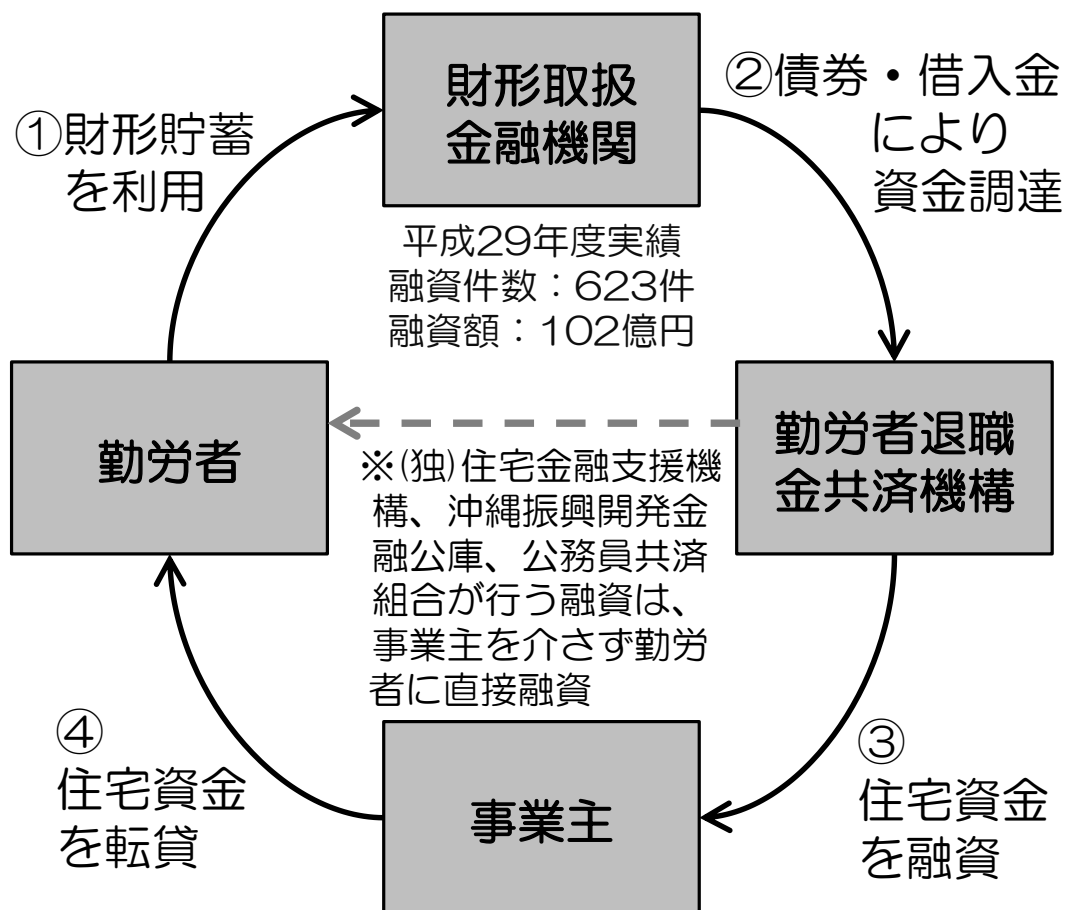
○財形持家融資制度は、財形貯蓄を利用している勤労者に対し、保有する財形貯蓄残高の10倍(上限4,000万円)の範囲内で、事業主を通じて(転貸融資)又は直接に(直接融資)、住宅を建設・購入又は改良するために必要な資金を融資する制度。

財形融資制度(S52.4~)

(独)勤労者退職金共済機構等が債券の発行及び借入金により、財形貯蓄取扱金融機関より資金を調達(財形貯蓄総残高の1/3を限度)して融資

- 財形貯蓄制度を利用している勤労者に対し、持家の取得等の資金を融資
- 融資方法は、以下の3点
 - ① (独)勤労者退職金共済機構が事業主等を通じて行う**転貸融資**
 - ② 公務員に対してその共済組合が行う**直接融資**
 - ③ 転貸融資制度のない等の場合に(独)住宅金融支援機構及び沖縄振興開発金融公庫が行う**直接融資**
- 融資限度額… 財形貯蓄残高の10倍(最大4,000万円)
- 貸付金利(5年固定)…年0.71%※
※ 団体信用生命保険料は含まれていない(平成30年10月1日現在)
- 償還期間… 35年以内

【財形融資制度の仕組み】



○財形持家融資制度の対象住宅について

※(独)勤労者退職金共済機構の技術基準(原則、(独)住宅金融支援機構のフラット35の技術基準と同じ)に適合している必要あり。

新 築

- ・70㎡以上280㎡以下(マンション等は40㎡以上280㎡以下)
- ・一戸建て住宅は住宅機構の定める劣化対策、省エネ対策又は断熱等性能、維持管理対策に関する基準に適合すること
- ・マンションは住宅機構の定める省エネ対策又は断熱等性能、維持管理対策に関する基準に適合すること

中 古

- ・40㎡以上280㎡以下
- ・一戸建て住宅は住宅機構の定める耐震性、劣化状況に関する基準に適合すること(借入期間が26年以上は耐久性に関する基準にも適合すること)
- ・マンションは住宅機構の定める維持管理及び耐震性に関する基準に適合すること(借入期間が26年以上は劣化状況に関する基準にも適合すること)

改良(リフォーム)

- ・リフォーム後40㎡以上
 - ・敷地内で床面積を増加する増築工事
 - ・住宅部分を取り壊し、改めて建築する改築工事
 - ・居住部分の耐久性、安全性を高めたり、居住性を良好にする工事
- 例) 屋根や床等の修繕工事、塗装工事、屋根を不燃材料でふきかえ工事、塀の設置工事、断熱構造化工事、浴槽、台所の改良工事

※ いずれも①50万円以上4,000万円以下(10万円単位)。②建設費、購入価額又はリフォーム費用の90%以内。③財形貯蓄残高の10倍以内という条件もある。

<参考> 財形住宅貯蓄制度における適格(非課税) 払出しとなる増改築等工事(リフォーム) 要件

※ 国の住宅取得支援税制策の1つとして設けられており、要件については国土交通省の支援策(住宅ローン減税)と統一されている。

適格(非課税) 払出し対象工事要件

- ・増築・改築・主要構造部(壁・柱・床・はり・屋根)の1種以上について行う大規模修繕又は大規模模様替え
- ・マンション等の集合住宅において、床・階段・間仕切壁・内壁の1/2以上の修繕又は模様替え
- ・居室・調理室・浴室・トイレ・洗面所・納戸・玄関・廊下のいずれか一室の壁又は床全部の修繕又は模様替え
- ・構造強化、建築設備等の強化、耐震強化工事
- ・バリアフリー工事(通路・入り口の拡幅、浴室・トイレの改良、手すりの設置等)
- ・省エネ改修工事(建物の断熱性能向上)

※ この他、適格払出しのためには、費用が75万円を超えることやリフォーム後の床面積が50㎡以上であることなどの要件もある。

○財形持家融資制度の特例措置等

特例措置

■子育て勤労者向け金利優遇措置（H27年7月1日～H31年3月31日）

⇒18歳以下の子等[※]を扶養している勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 勤労者の三親等内の親族（勤労者の配偶者の三親等内の親族を含む。）

■中小企業勤労者向け金利優遇措置（H26年4月1日～H31年3月31日）

⇒中小企業[※]の勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げる措置

※ 従業員規模が300人以下

特例措置(自然災害)

※これまでは、自然災害の都度、特例措置の適用の有無を検討してきたが、近年の自然災害の頻発を受けて恒久化したもの。

■財形持家融資を返済中の被災勤労者向け返済方法の変更措置（H29年4月26日～）

⇒自然災害にり災した財形持家融資を返済中の方を対象に、り災割合に応じて返済期間の延長等を行う措置

り災割合	払込の据置又は返済期間の延長期間	据置期間中の利率の引下げ
30%未満	1年	0.5%
30%以上60%未満	2年	1.0%
60%以上	3年	1.5%

■自然災害により住宅等に被害を受けた勤労者向け貸付金利引下げ措置（H30年4月1日～）

⇒自然災害で住宅に被害を受けた勤労者を対象に、当初5年ないし10年間通常金利より0.2%引き下げる措置

1. 自然災害により住宅に被害を受けた場合（当初5年間）

- ・ 融資対象者：財形持家融資の条件を満たし、り災証明書の交付を受けた者
- ・ 申込期限：り災日から2年間

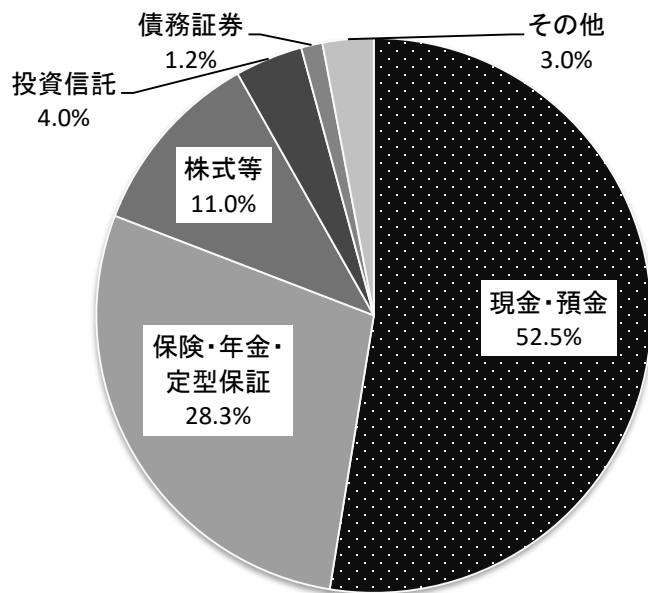
2. 指定災害(激甚災害の指定等を受けた災害)の場合（その後6～10年目まで）

- ・ 申込期限：り災日から5年間
- ・ その他：「消費貸借に関する契約書」について、印紙税が非課税となる。

2-1. 勤労者の貯蓄をめぐる状況について

○近年、金融商品の多様化が進む中、国民が有する金融資産額の5割超を預貯金が占めており、依然として、国民の貯蓄志向は高い。

○我が国の家計が保有する金融資産

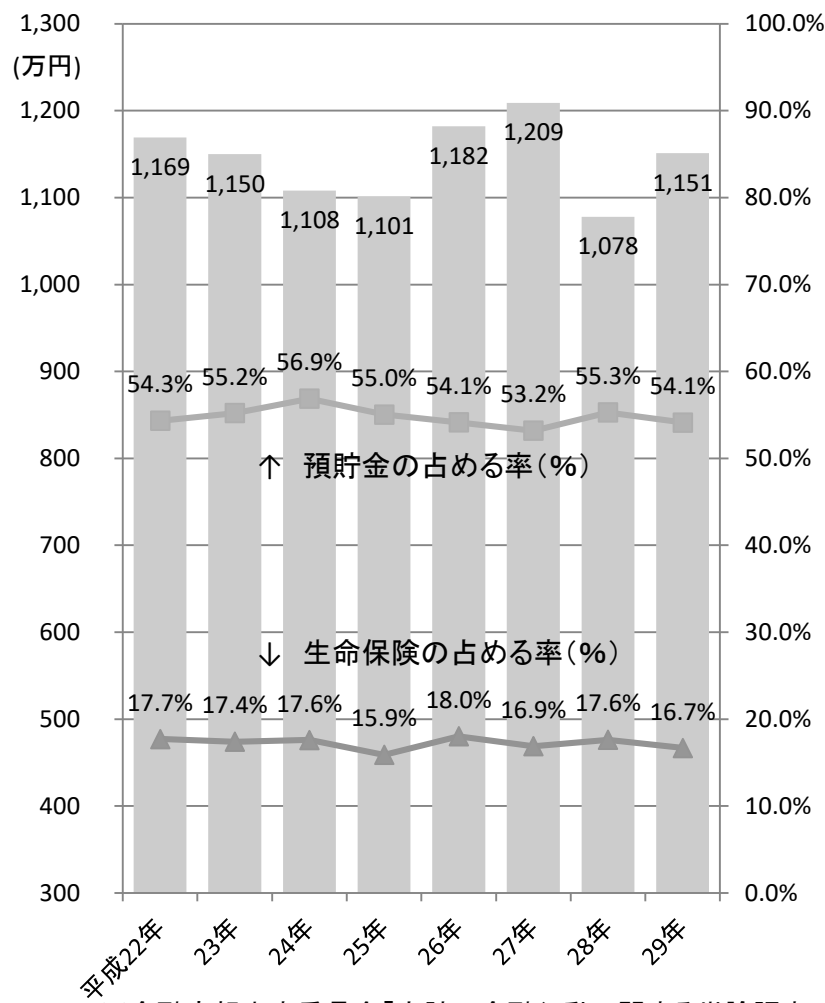


家計が保有する金融資産の構成

平成30年6月末	残高(兆円)	構成比 (%)
金融資産計	1,848	100.0%
現金・預金	971	52.5%
保険・年金・定型保証	523	28.3%
株式等	203	11.0%
投資信託	73	4.0%
債務証券	24	1.2%
その他	55	3.0%

日本銀行「資金循環統計」

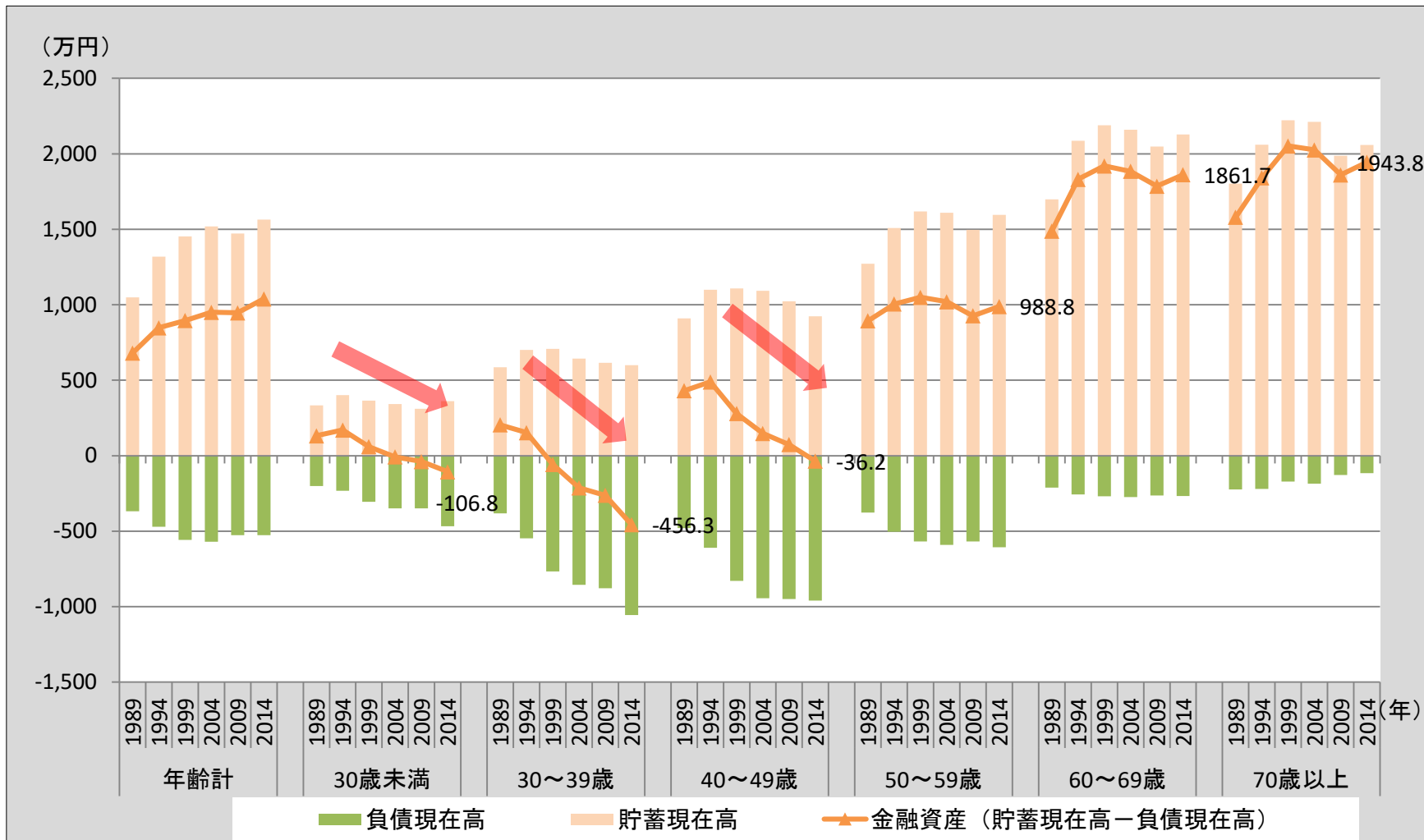
○種類別金融資産の保有額の推移



※金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」

○二人以上世帯の金融資産額の推移をみると、世帯主世代40歳代以下は減少傾向。50歳代以上は横ばい。

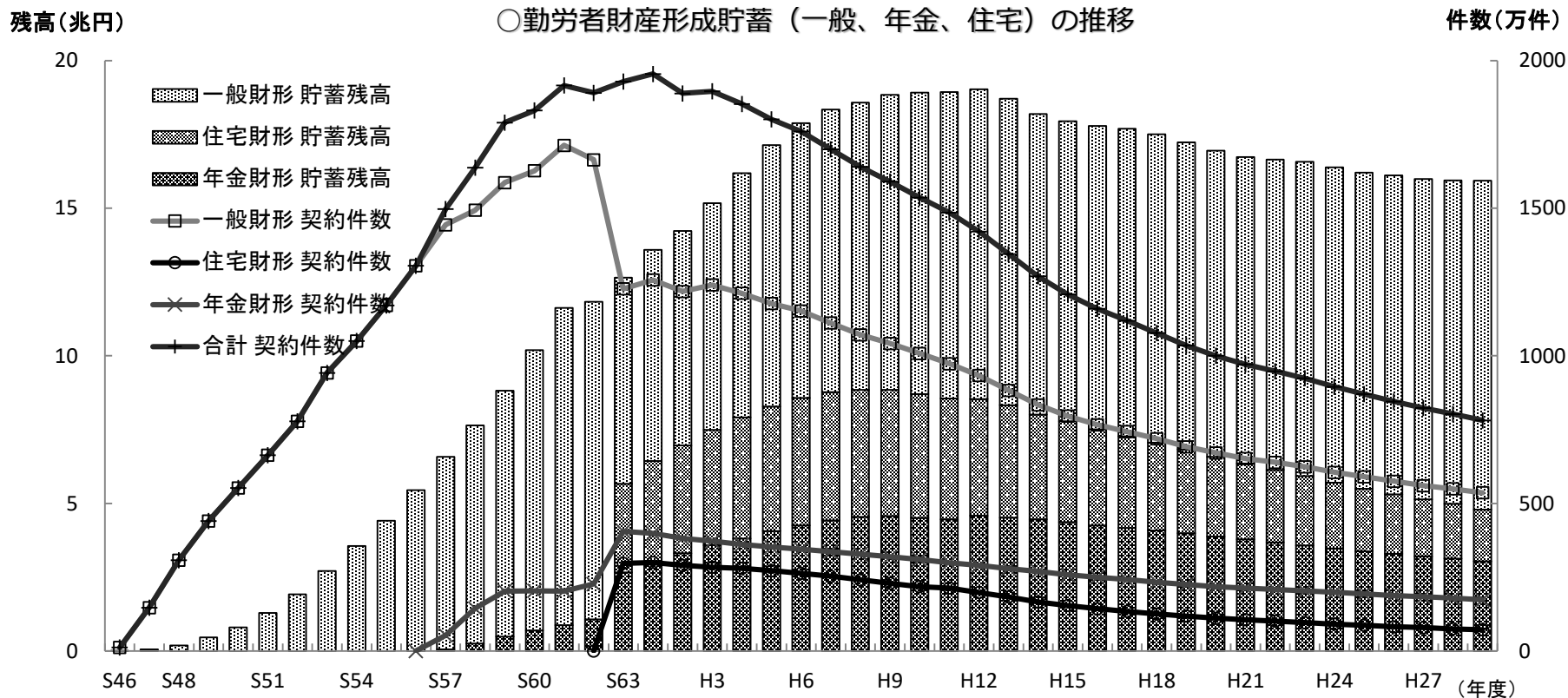
世帯主の年齢階級別 1世帯当たり金融資産額の推移(二人以上の世帯)



資料:総務省統計局「全国消費実態調査」より厚生労働省政策統括官付政策評価官室作成

2-2. 財形貯蓄制度をめぐる状況について

○財形貯蓄の利用件数・貯蓄残高は引き続き減少の傾向にある。



(単位:千件、百万円)

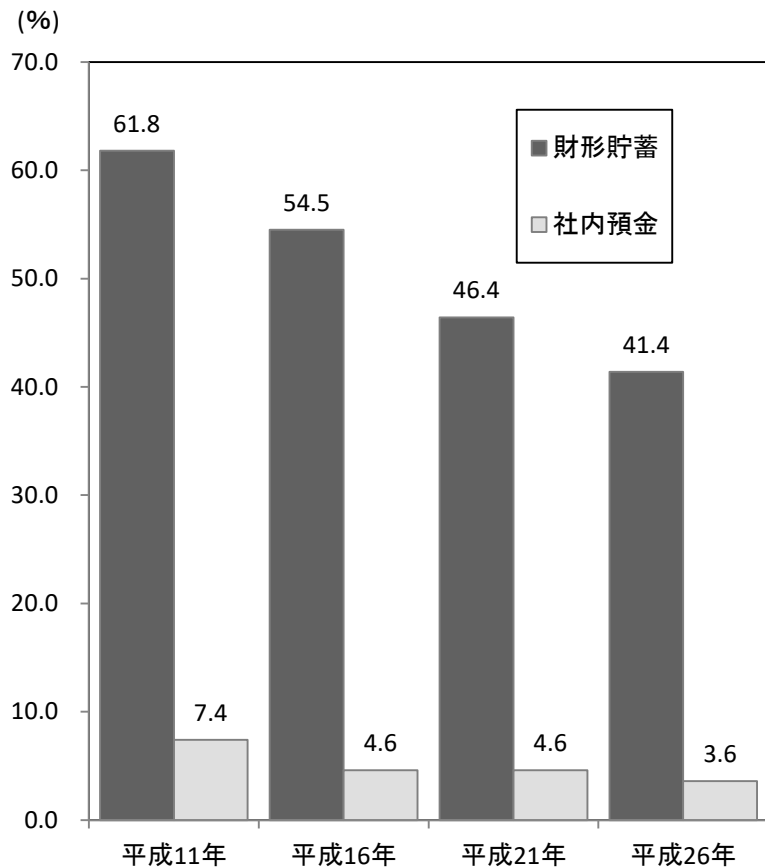
年 度	一般財形貯蓄		財形年金貯蓄		財形住宅貯蓄		合 計	
	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高	契約件数	貯蓄残高
平成 25 年度	5,903	10,715,347	1,934	3,375,141	865	2,115,298	8,702	16,205,786
平成 26 年度	5,747	10,805,225	1,883	3,288,061	824	2,018,377	8,453	16,111,664
平成 27 年度	5,603	10,854,149	1,838	3,203,314	790	1,933,030	8,231	15,990,493
平成 28 年度	5,485	10,956,196	1,794	3,134,892	751	1,848,891	8,030	15,939,979
平成 29 年度	5,360	11,141,862	1,734	3,039,184	718	1,746,468	7,812	15,927,515

注:件数及び残高は各年度末の数値である。

○財形貯蓄制度の導入割合は年々減少している。
社内預金制度も同様に減少しており、企業の貯蓄制度は減少傾向にある。

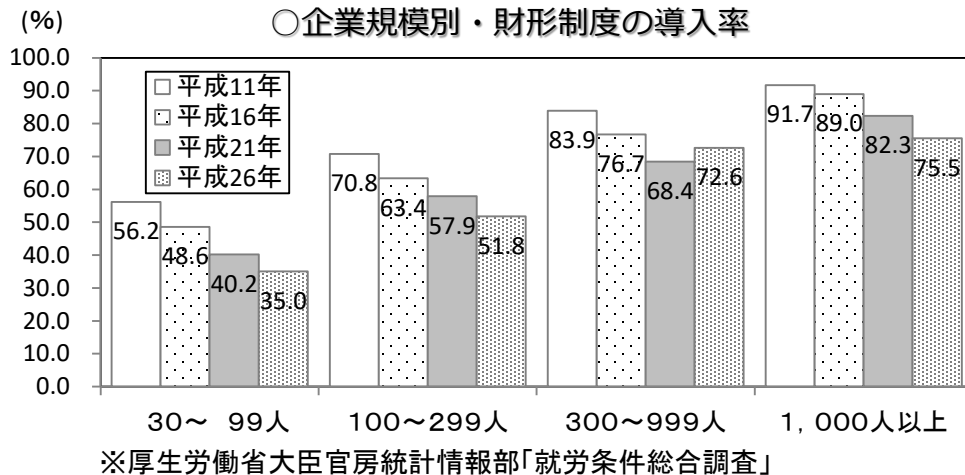
○財形貯蓄制度の導入割合と制度のある企業における契約労働者割合は企業規模が小さいほど低く、減少幅も大きい。

○貯蓄制度の事業所導入割合の推移

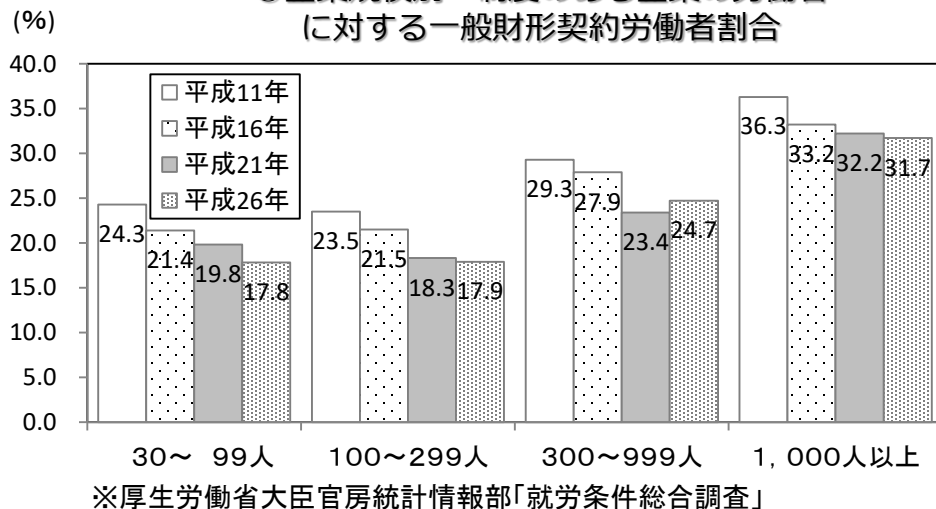


※厚生労働省大臣官房統計情報部「就労条件総合調査」
※この調査は事業所規模30以上の事業所に調査したものである。

○企業規模別・財形制度の導入率



○企業規模別・制度のある企業の労働者に対する一般財形契約労働者割合



○ 財形年金の加入年齢要件の引上げの検討に当たっては、「転職時の二重契約」を防止する観点から、受給開始年齢要件や据置期間のあり方も併せて検討する必要がある。

※財形年金は1人1契約のみ(財形法第6条第3項)

※財形加入時に提出する申告書は税務署ではなく、各金融機関で保管。各金融機関では他の金融機関の情報が確認できないので、二重契約のチェックをすることはできない。

※ 過去の加入年齢の引き上げの税制改正要望時において、二重契約による不正利用の可能性のため、改正が認められなかった。

① 現行加入年齢要件

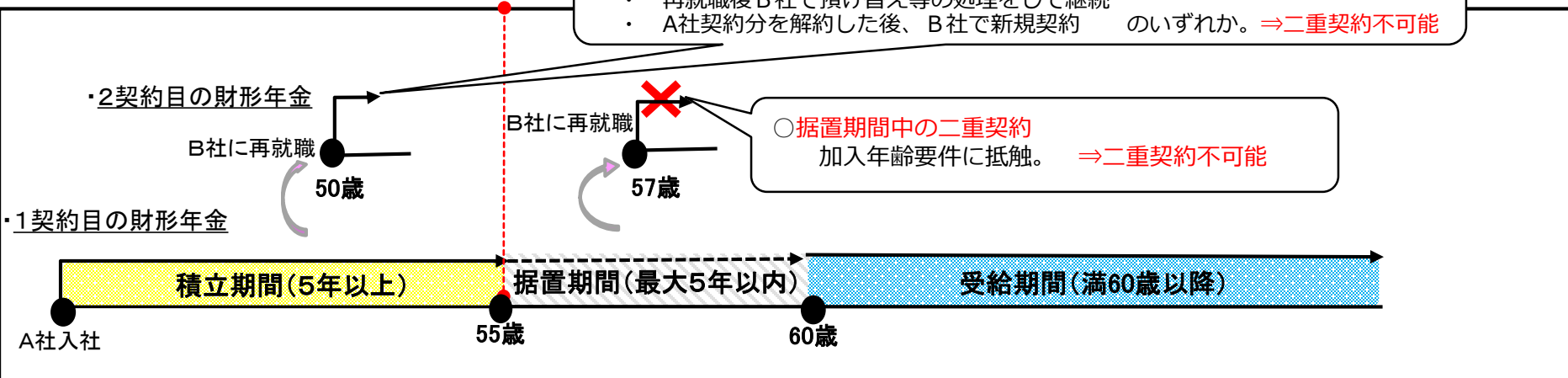
○積立期間中の二重契約

据置期間に達していないため、

- ・ 再就職後 B 社で預け替え等の処理をして継続
- ・ A 社契約分を解約した後、B 社で新規契約 のいずれか。⇒二重契約不可能

○据置期間中の二重契約

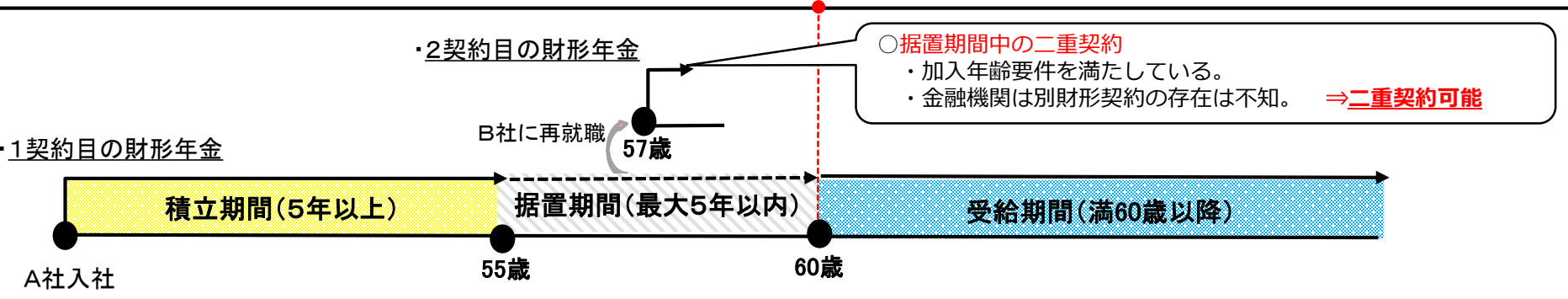
加入年齢要件に抵触。 ⇒二重契約不可能



② 加入年齢要件のみを55歳未満から60歳未満にした場合

○据置期間中の二重契約

- ・ 加入年齢要件を満たしている。
- ・ 金融機関は別財形契約の存在は不知。 ⇒二重契約可能



【ご案内】財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄を利用されている皆さまへ

非課税財形貯蓄の災害等の事由による 非課税払出特例のお知らせ

非課税財形貯蓄（財形住宅貯蓄・財形年金貯蓄）を、本来の目的（住宅購入等、年金）以外で払い出す場合、本来は利子などに課税されますが、一定の要件の下、非課税で払い出すことができる特例が定められています。

（平成29年4月から、非課税特例の範囲が拡充されております。）

1. 非課税払出特例の対象となる事由

- ① 本人が居住しており、本人または生計を一にする親族が所有する家屋が災害により被害※を受けた場合（※）全壊、流失、半壊、床上浸水、その他これらに準ずる損害。
- ② 本人が本人または生計を一にする親族のために支払った医療費の年間合計額が200万円を超えた場合
- ③ 本人が所得税法上の一定の寡婦または寡夫に該当することとなった場合
- ④ 本人が所得税法上の特別障害者に該当することとなった場合
- ⑤ 本人が雇用保険の特定受給資格者または特定理由離職者に該当することとなった場合

2. 手続きについて

- ◆ 上記①～⑤の事由が生じた日から11ヶ月以内に、非課税財形貯蓄の払出しが上記①～⑤の事由が生じたことによるものであることについて、**貯蓄を行っている方の住所地の税務署に確認を受けるための申出を行い**、税務署から交付を受けた確認通知書をその非課税財形貯蓄に係る金融機関の営業所等に提出し、上記①～⑤の事由が生じた日から1年以内に払出しを行うことが必要です。
- ◆ 税務署への申出の際は、所定の様式に対象となる事由の区分ごとに、上記①～⑤の事由が生じたことを証明する書類を添付する必要があります。

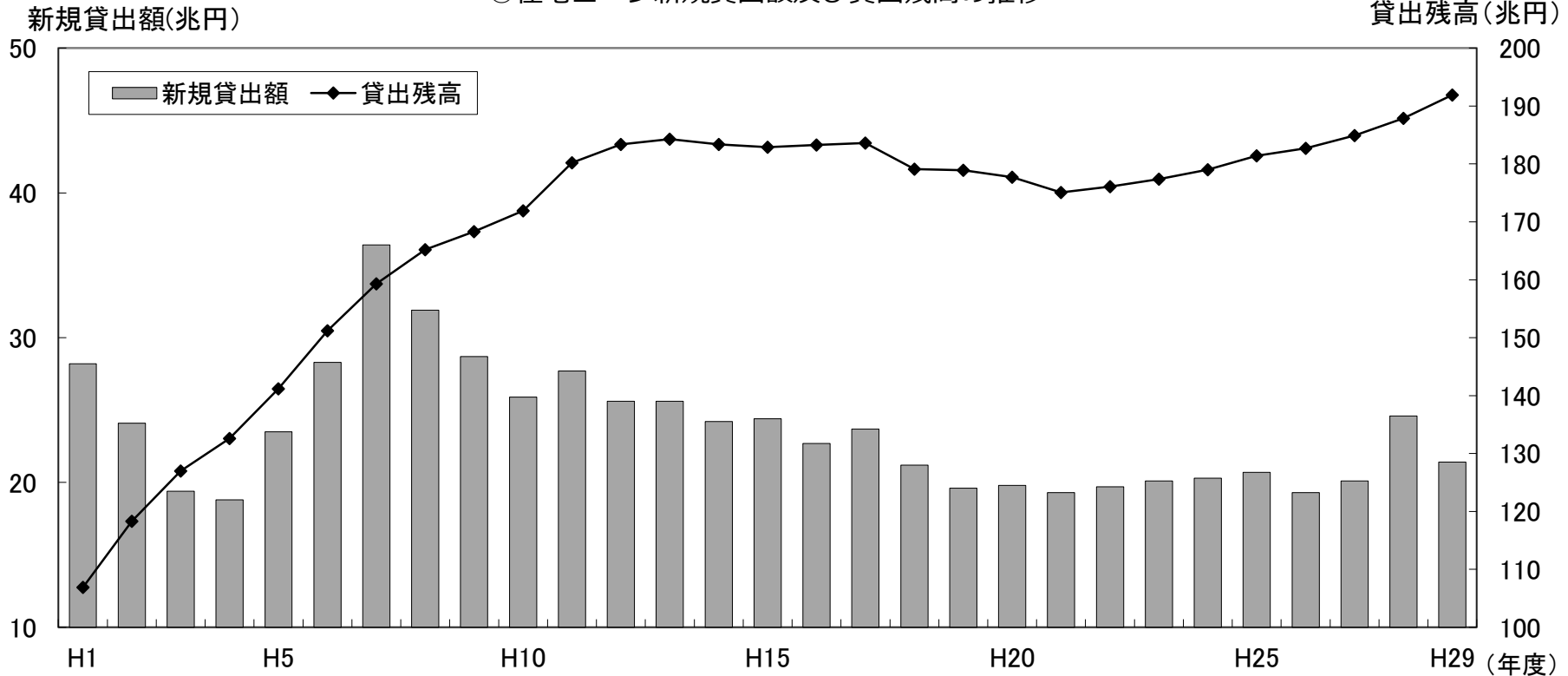
区 分	事由を証明する添付書類の例示
①、②または③に該当する場合	・住民票の写し（世帯全員が記載されたもの）（生計を一にする親族であることの証明）
① 災害による家屋の損害	・罹災証明書等（災害により家屋が損害を受けたことの証明） ・不動産登記簿謄本等（被災した家屋の所有者の証明）
② 医療費の年間合計額が200万円超	・医療費の領収書等（医療費が200万円超であることの証明） ・保険金等の支払通知書等（補填された保険金等の額の証明）
③ 一定の寡婦または寡夫に該当	・戸籍謄本、戸籍抄本等（離婚により寡婦等に該当することとなった旨の証明） ・死亡届の記載事項証明書等（死別により寡婦等に該当することとなった旨の証明）
④ 特別障害者に該当	・身体障害者手帳等（特別障害者に該当することとなった旨の証明）
⑤ 離職	・雇用保険受給資格者証等（特定受給資格者、特定理由離職者に該当することとなった旨の証明）

- ◆ 様式や証明書類の詳細については、**国税庁のホームページを確認するか、または、電話等にて直接住所地の税務署へお問い合わせください。**

3-1. 勤労者の持家をめぐる状況について

○住宅ローンの新規貸出額は、平成7年度をピークに漸減傾向となっていたところ、平成26年度を底に近年わずかながら増加傾向にある。

○住宅ローン新規貸出額及び貸出残高の推移



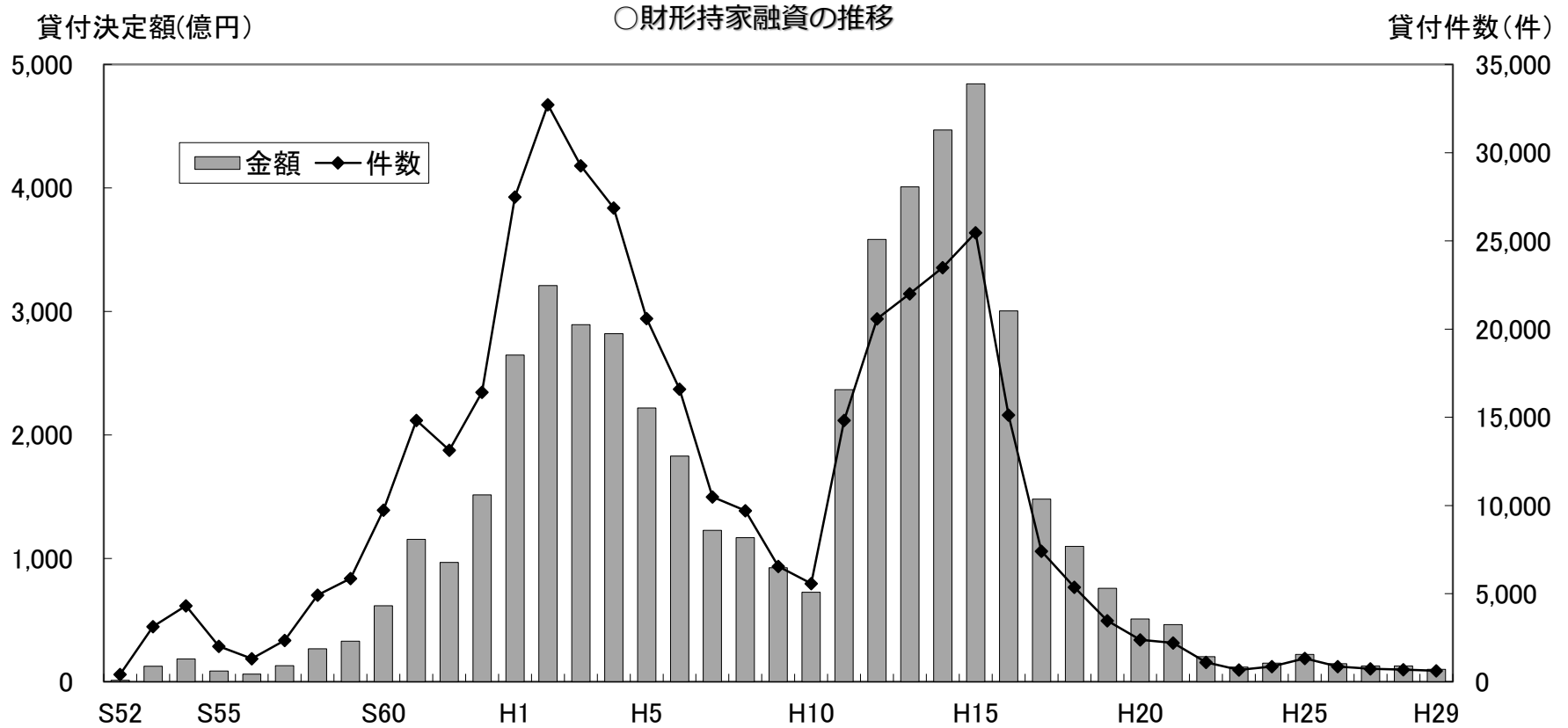
【過去5年度分の推移】

年 度	新規貸出額 (兆円)	貸出残高 (兆円)
平成 25 年度	20.7	181.4
平成 26 年度	19.3	182.7
平成 27 年度	20.1	184.9
平成 28 年度	24.6	187.9
平成 29 年度	21.4	191.9

※(独)住宅金融支援機構「業態別住宅ローンの新規貸出額及び貸出残高の推移」

3-2. 財形持家融資制度をめぐる状況について

○平成29年度の財形持家融資の実績は、貸付決定件数が623件、貸付決定額は102億円となり、貸付件数、貸付金額ともに減少傾向である。



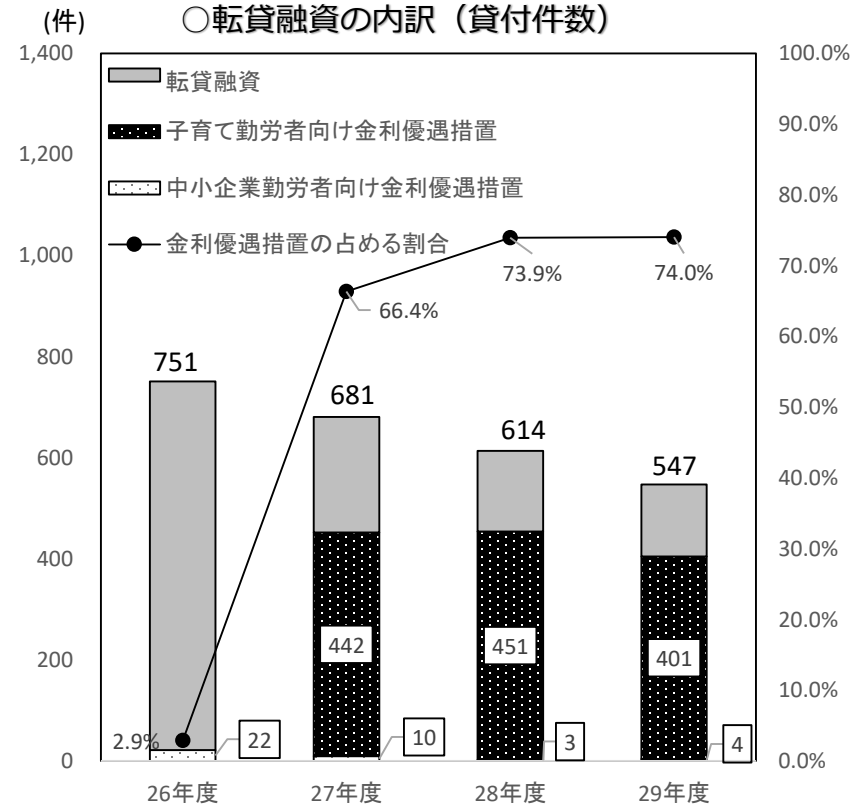
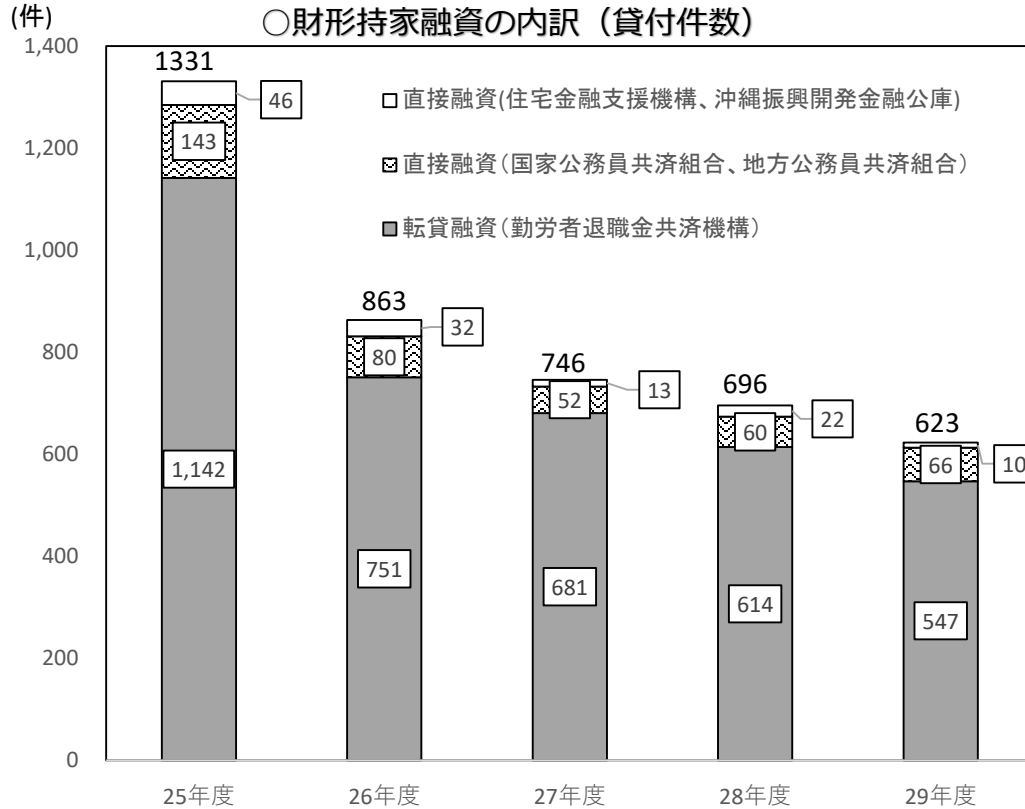
【過去5年度分の実績】

(単位：件、百万円)

年度	貸付件数	貸付決定額	融資残高
平成 25 年度	1,331	22,268	1,110,686
平成 26 年度	863	14,575	993,380
平成 27 年度	746	12,892	887,297
平成 28 年度	696	12,847	786,225
平成 29 年度	623	10,231	702,548

3-2. 財形持家融資制度をめぐる状況について

○近年の財形持家融資の実績は、引き続き減少傾向で推移するものの、転貸融資に占める子育て勤労者・中小企業勤労者向け金利優遇措置を利用する割合は7割を超え、子育て支援等に寄与している。



【過去5年度分の実績】

年 度	貸付件数	うち転貸融資 (勤労者退職金共済機構)		
		うち中小企業勤労者 向け金利優遇措置	うち子育て勤労者 向け金利優遇措置	
平成 25 年度	1,331	1,142	-	-
平成 26 年度	863	751	22	-
平成 27 年度	746	681	10	442
平成 28 年度	696	614	3	451
平成 29 年度	623	547	4	401

※厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課調べ

4-1. (独) 勤労者退職金共済機構の取組み

(独) 勤労者退職金共済機構 第4期中期目標【平成30年度～34年度】(抜粋)

(1) 融資業務の着実な実施

- ✓ 適正な貸付金利の設定となるよう、融資資金の調達及び貸付方法について検証し、必要に応じ、厚生労働省の支援を得ながら金融機関との調整を実施すること

(2) 利用促進対策の効果的实施

- ✓ 政府方針を踏まえ、特別な支援を必要とする利用者への融資内容の見直しを行うとともに、財形制度全体の周知など、利用促進対策に取り組むこと

(3) 退職金共済事業との連携

- ✓ 中小企業の利用率が低下している財形持家融資制度の利用促進に活用すること

等

(独) 勤労者退職金共済機構の中期目標達成に向けた主な取組み【平成30年度】

- 適正な貸付金利の設定となるよう、調達方法の見直しの必要性を検証へ
- 子育て勤労者・中小企業勤労者への金利優遇措置の延長等を検討
- 普及広報活動の実施
 - ☑ (全体) 財形貯蓄制度及び転貸融資制度について広報の実施、効果検証等
 - 全国主要駅へのポスター掲出、コンビニエンスストアを活用したチラシ配布、映画館での予告編上映前の動画放映、地下鉄車内モニターでの動画配信、SNSを活用した広告掲載
 - ☑ (会社に向けて) 専門家を通じた中小企業事業主への周知(30年10月「FPフェア」へ出展)
 - ☑ (勤労者に向けて) 住宅ローン利用検討者向けのセミナーの開催(31年1月開催予定)

等

第4期中期目標（平成30年度から34年度）の指標	30年度の進捗状況※
1 融資業務の着実な実施	
● 財形取扱金融機関において借入申込書を受理した日から <u>平均5業務日以下</u> とする。	平均4.27業務日
2 利用促進対策の効果的实施	
● 財形持家融資等に関する相談受付件数を、 <u>毎年度700件以上</u> とする。	415件
● 中期目標期間中の財形持家融資の新規借入申込件数を、（5年間で） <u>合計2,080件以上</u> とする。	390件
● ホームページの財形持家融資制度の情報に関するアクセス件数を、 <u>毎年度31万件以上</u> とする。	約20万件
● ホームページ及びパンフレット等の閲覧者の満足度（わかりやすさ等の割合）を <u>毎年度80%以上</u> とする。	年度末頃アンケート調査を実施予定
3 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携	
● 中退共事業の未加入事業主に対する説明会等において、 <u>毎年度15回以上</u> 、財形持家融資制度の利用促進を図る。	9回開催済、参加事業所342社 今後6回開催予定、計15回 (北海道,宮城,東京,愛知,大阪,広島,福岡等)

※ いずれも30年10月末日現在の実績である。